

## 宝塚市公用車広告掲載に関する契約書

宝塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、甲が指定する公用車の一部を広告掲載に使用する権利を乙に貸し与えるとともに乙の広告を掲載し、乙はこれを広告掲載のために借り受けるとともに、この契約の規定に基づき広告を作成する。

2 前項の公用車及び広告掲載枠の仕様は、別紙「宝塚市公用車広告掲載」募集要項に定めるものとする。

### （広告掲載料）

第2条 乙が甲に支払う広告掲載料は、1台あたり月額3,300円（税込）とする。

2 甲は、前項の広告掲載料について乙に対し請求書により請求するものとする。乙は、甲の発行する請求書により、甲の指定する日までに、甲に広告掲載料を支払わなければならない。

### （広告の内容及び入稿）

第3条 前条第1項の規定に基づき、乙が印刷物に掲載する広告の内容は、宝塚市広告掲載要綱、宝塚市公用車広告掲載要領の内容を満たすものとし、事前に甲の承認を得なければならない。

2 乙は前項の規定に反する広告の掲載はできない。

3 乙は甲が定める日までに、甲の定める場所に広告を持参する。

### （費用負担及び注意事項）

第4条 広告掲載料を除く乙の費用負担及び注意事項については次のとおりとする。

（1）広告掲載物の作成、提出及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（2）広告提出期間中に広告の損傷が生じた場合は、乙において原状回復するものとする。

（3）広告の撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、乙の費用と責任において原状回復するものとする。

（4）公用車の運行に伴う事故等により広告が毀損し、または破損、紛失した場合に生ずる修復経費等は甲の負担とする。

（5）その他広告掲載中に支障が生じたときは、甲と乙の協議の上、解決するものとする。

### （広告内容についての責任）

第5条 乙は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わない。

### （権利義務の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を請求することはできない。

(損害賠償)

第8条 甲は、この契約を履行するに当たり、甲の責に帰すべき理由によって、乙に損害を与えたときは、その損害の賠償を行う。

2 乙は、第3条第2項により広告の掲載が認められなかった場合は、甲に対して損害の

賠償を請求しない。

3 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、その損害の賠償を行う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙が自らの責任と負担をもってこれを解決する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

5 第1項、第3項ただし書き及び第4項ただし書きの規定は、乙が甲の指示等が不適當であることを知りながらこれを通知する等適切な対応をしなかったときは適用しない。

6 第1項及び第3項の損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権等の使用)

第9条 乙は広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項又は甲と乙の間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 宝塚市東洋町1番1号  
宝塚市  
宝塚市長 ○ ○ ○ ○

乙